

令和6年度 茨城県医療機関物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、食材料費の高騰が続く中、医療機関における入院時の食費の基準が長年据え置かれ、診療報酬とも差が生じていることを踏まえ、当該負担を軽減し、健全な経営の維持を図るため、医療機関を運営する法人又は個人に対し、予算の範囲内において茨城県医療機関物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療機関」とは、保険医療機関である病院・有床診療所であり、県内に所在するものをいう。

2 「医療機関等」とは病院・有床診療所のほか無床診療所などを含むものをいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日時点において、医療機関の開設について所轄の行政庁の許可若しくは指定等を受け、又は届出をしていること
- (2) 医療機関を運営する法人又は個人であること
- (3) 支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、次により算出した額とする。

- (1) 医療機関の病床数に3,200円を乗じた額とする。
なお、病床数とは、令和6年4月1日時点における許可病床数を指し、申請時点において休床している病床は除くものとする。
- (2) (1)により得た額の百円未満は切り捨てるものとする。

(不支給要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある医療機関
- (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (4) 県又は市町村が運営する医療機関であって、地方公営企業の適用を受けていない医療機関
- (5) 国又は地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している医療機関（指定

管理を含む。)

- (6) 事業を営む個人であって、事業所得の申告（確定申告、市県民税申告）をしていない者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（警察本部への確認）

第6条 知事は、支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、必要に応じ前条第1号から第3号までの各号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

（支援金の申請）

第7条 申請者は、令和6年度茨城県医療機関物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）を、関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

なお、医療機関を運営する法人又は個人は、原則として、県内で運営する全ての医療機関の申請額を取りまとめて、一括して知事に申請するものとし、この申請は、対象となる医療機関1か所につき1回限りとする。

2 前項の申請期間は、知事が別に定める。

（申請のみなし取下げ）

第8条 知事は、関係書類に不備等があり、修正等を求めたにもかかわらず、30日以内に関係書類の補正等が行われなかった場合には、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

（支援金の支給の決定等）

第9条 知事は、第7条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し不支給決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（支援金の支給）

第10条 知事は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

（宣誓・同意事項）

第11条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意を要する。

- (1) 第3条に規定する支給対象者であること及び第5条に規定する要件に該当しないこと
- (2) 本支援金の支給を受けた後も対象医療機関の運営を継続していく意思があること
- (3) 本申請に関し、県から検査・報告等の求めがあった場合には、これに応じること
- (4) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金等を支払うこと

- (5) 不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること
- (6) 本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること
- (7) 県及び県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること
- (8) 申請内容の裏付けとなる証拠書類（決算書、食材料費の領収書等）を7年間保存すること
- (9) 改正感染症法第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定に関して次の①から⑤のいずれか1つ以上を締結すること。

- ①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、⑤医療人材派遣

なお、当該協定に関する新興感染症については、現時点では新型コロナウイルス感染症と同様の感染症を想定する。また、新興感染症の特性などが協定の前提とは大きく異なる場合には、国においてその判断を行い機動的に対応するとともに、県と協定締結事業者は、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて対応する。

加えて、当該感染症に関して診療が困難な場合は、少なくとも診療可能な医療機関等への受診を適切に案内すること。

（検査及び報告）

第12条 知事は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（支給決定の取消し等）

第13条 知事は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めの日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

（支援金の返還等）

第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の規定に基づく支援金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、

当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。